

株式会社サン・ライフホールディング 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は株式会社サン・ライフホールディングと称し、英文では SUN・LIFE HOLDING CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、持株会社として、次の各号に掲げる事業を行う会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の経営管理を行うことを目的とする。

- ① 冠婚葬祭並びにこれらに附帯する業務
- ② ホテルの経営
- ③ 料理飲食店業
- ④ 一般区域（霊柩）貨物自動車運送事業
- ⑤ 労働者派遣業
- ⑥ 家具、調度品、仏壇、仏具、什器備品、古物、墓地、繊維製品、家庭用電化製品、食料品、日用雑貨品、宝石、貴金属、絵画、医療用機器・器具・備品、健康機器、介護用品機具の販売及びレンタル並びにリース業
- ⑦ 高齢者、病人、身体障害者等の入浴、食事その他日常生活における介護及び移送の請負
- ⑧ 金銭貸付業務
- ⑨ 生命保険の募集に関する業務
- ⑩ 損害保険代理業
- ⑪ ホテル、旅館及び内外旅行斡旋業
- ⑫ 不動産の売買、仲介並びに管理賃貸業
- ⑬ 海上運送法に基づく人の運送をする内航不定期航路事業
- ⑭ 有料老人ホームの経営
- ⑮ 介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業
- ⑯ 介護保険法に基づく介護予防特定施設入居者生活介護事業
- ⑰ 酒類、清涼飲料、嗜好飲料及び調味料の販売
- ⑱ 旅行業法に基づく旅行業

⑱ 経営コンサルティング

⑳ 上記各号に附帯・関連する一切の業務

2 当社は、経営コンサルティング業務を行うことができる。

3 当社は、前項に附帯・関連する事業を行うことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を神奈川県平塚市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。

①取締役会

②監査等委員会

③会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は 27,280,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(株式取扱規則)

第9条 当社の単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- 3 当社の新株予約権原簿の作成・備置、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項に定めるほか、必要ある場合には、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 12 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 17 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査等委員である取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役は 13 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は 3 名以上とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 監査等委員である取締役の補欠の選任に係る決議の効力は、選任後、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

4. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2 第 24 条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をも

って作成する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

2. 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会)

第 30 条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

2. 監査等委員会は、その決議により常勤監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会の権限)

第 34 条 監査等委員会は、法令の定めのある事項を決定する他、その職務執行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会規則)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第 41 条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 42 条 当会社の剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

(中間配当)

第 43 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める金銭の分配（以下、中間配当という。）をすることができる。

(剰余金の配当金等の除斥期間)

第 44 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

平成 30 年 10 月 1 日 制 定

令和 4 年 6 月 24 日 改訂（令和 4 年 9 月 1 日 効力発生）

この定款の写しは、原本と同一であることを証明する。

令和 年 月 日

株式会社サン・ライフホールディング
代表取締役 比企 武